

## 可燃用指定袋の供給不足における措置期間の延長について

現在、可燃用指定袋の供給不足における臨時措置（令和4年10月3日～11月30日）を実施しているところですが、未だ製造工場の生産状況が回復せず、措置解除日までに必要な在庫数量を製造することが困難な状況となっています。

製造状況が回復しない原因は、新型コロナウイルス感染症等による生産量の低下によって、製造工場が供給している約200自治体のほとんどで、多くの受注残を抱える状態が続いており、今後もその解消が見込まれないためです。

このため、次のとおり措置期間を延長します。

### 措置期間【延長】

令和4年10月3日（月）～令和5年3月31日（金）

※市民への周知については、チラシの全戸配布を行います。